

# 旅立ちの日…3中学校で卒業式



# しんとみ

広報

お知らせ版

平成28年3月25日発行（次号4月8日）

本紙に関する問合せは、まちおこし政策課へ  
（担当：えんざき ひろみ 圓崎 宏美 ☎33-6012）

<http://www.town.shintomi.miyazaki.jp/>  
本紙は、ホームページからダウンロードできます。

このほど、町立中学校3校で卒業式があり、富田114名、新田36名、上新田30名、合計180名の卒業生が、義務教育を終え母校を旅立ちました。粛々と進行する式典の中で、感極まって涙する生徒もあり、充実した学校生活だったことがうかがえました。皆さん、ご卒業おめでとうございます！

## 資源物の回収 ※毎月第2、4月曜日は資源物回収日です。

新富町地域婦人連絡協議会では、ごみを減らし、再利用・再資源化を進めていくため、資源物回収を行なっています。4月の予定は、次のとおりとなっています。ご協力をお願いします。

- 日 時 4月11日（月）、25日（月）午前7時～午前9時（時間厳守）
- 回収場所 町体育館東側駐輪場  
西体育館の駐輪場（雨天時は正面玄関前）  
上新田公民館の駐輪場
- 収集物 新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、雑紙  
※それぞれ紐で縛ってください。ただし、雑紙に関しては、紙袋に入れても構いません。

問合せ：新富町地域婦人連絡協議会

はしぐちすみこ  
（会長）橋口澄子 ☎33-2514

生涯学習課

くらながひろゆき  
（担当）倉永浩幸 ☎33-1022

## 介護保険料特別徴収（年金天引き）対象者の方へ

介護保険料は前年分の所得等に基づいて算定されており、4月時点では前年分の所得等が未確定です。そのため、年間保険料が確定するまでの4月、6月及び8月は、前年度の2月年金天引き額と同額を仮に徴収しております。

福祉課では、毎年度4月初旬に、介護保険料特別徴収（年金天引き）対象者の方へ介護保険料をお知らせする「仮徴収額通知書」を発送していましたが、上述のとおり仮徴収額は前年度の2月分と同額であるため、平成28年度から発送を廃止させていただきます。

このことは、昨年介護保険料額決定通知書においても周知しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

なお、今年の介護保険料額決定通知書は、所得確定後の7月上旬に発送します。

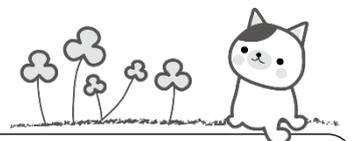
問合せ：福祉課

すがはらまどか  
（担当）菅原円 ☎33-6056

## 「平成28年度健康カレンダー」お詫びと訂正

3月25日付けで配布しております「平成28年度健康カレンダー」について、次のとおり誤植がありましたので、お詫びして訂正いたします。

誤	4月13日（木）	→	正	4月13日（水）
	4月14日（水）			4月14日（木）



問合せ：いきいき健康課

☎33-6059

# 家庭用生ごみ処理容器（コンポスト）設置事業補助金

新富町では、家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、平成28年度より生ごみ処理容器（コンポスト）を購入設置する際の補助金を交付いたします。

申請方法等の詳しいことについては、環境水道課までお問合せ下さい。

○補助対象者

町内在住者で、処理容器を購入設置する方

○補助金の額

購入費の2分の1とし、1基当たり3,000円を限度とします。ただし、100円未満に端数が生じた場合は切り捨てます。（1世帯当たり2基を限度）



問合せ：環境水道課

(担当) 宮本信一 ☎33-6072

## 平成28年度より浄化槽設置補助金の補助額が変わります

新富町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに生活環境の向上を図るため、合併処理浄化槽を新しく設置する際に浄化槽設置補助金を交付しております。

平成28年4月より、補助額を次のとおり改定いたしますのでお知らせします。

問合せ：環境水道課

(担当) 杉田英峻 ☎33-6072

【改正点】

これまでは、新設・転換に関係なく一律の補助金を交付しておりましたが、新設・転換の区分を設け、新設のみ補助額の変更を行います。

【補助額】

人槽区分	補助金額	
	新設	単独処理浄化槽・汲取り便槽からの転換
5人槽	270,000円	332,000円
7人槽	330,000円	414,000円
10人槽	420,000円	548,000円

※新設とは単独処理浄化槽・汲取り便槽からの転換を伴わない設置のことです。

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産台帳の無料閲覧

固定資産税の納税者に対しての「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を、次の期間に税務課で行います。

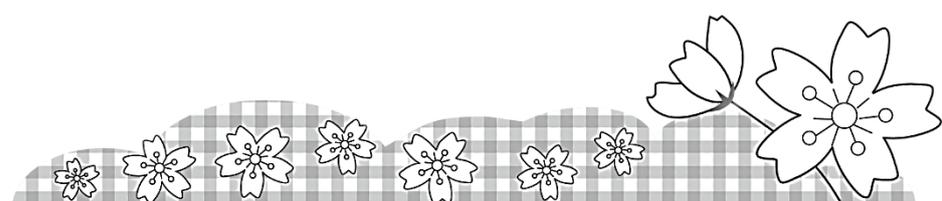
また、通年行っている納税義務者等に対しての固定資産課税台帳の閲覧は、縦覧期間中は無料で閲覧できます。

○縦覧期間 4月1日（金）～5月2日（月） ※土・日曜日、祝日は除きます。

○時間 午前8時30分～午後5時15分 ※正午から午後1時までを除きます。

問合せ：税務課

(担当) 轟木威人 ☎33-6075



## 国民年金学生納付特例の申請

国民年金は20歳から保険料の納付が義務付けられますが、学生については保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があり、平成28年度の申請は4月1日から受付開始します。

なお、年度途中に20歳になられる方は、誕生日がきてから資格取得届と同時に申請してください。

※平成26年4月からは、申請時点の2年1か月前の月分まで申請ができるようになっています。

### 《申請に必要なもの》

○学生証の写しまたは在学証明書（原本）

○印鑑

○年金手帳

○同一世帯の方が代理で申請する場合は、代理人の運転免許証等の身分証明書

※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

問合せ：高鍋年金事務所

☎23-5111

町民こども課

いけだみき

(担当)池田美季 ☎33-6071



## 身体障がい者等の方に係る軽自動車税の減免申請

障がいの方などで一定の条件を満たす方について、申請により軽自動車税が減免されることがあります。対象となる場合は、期限までに税務課まで申請をお願いします。

問合せ：税務課

せいとしふみ  
(担当)清紀文 ☎33-6076

○対象となる所有者等	(1)身体や精神に障がいがある方 ※障がい者の方と生計同一者又は常時介護者が障がい者の方の通院や通学、生業のために運転している場合も対象となることがあります。 (2)その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等
○条件	・1人1台限りで普通自動車を減免する場合は除きます。 ・障害等級によっては、減免されない場合があります。
○申請時に持参するもの	身体障害者等手帳、運転免許証、車検証、印鑑 ※生計同一者及び常時介護者の方が運転している場合は、通院証明、通学証明書等が必要です。
○申請期間	4月1日（金）～4月28日（木）



## 上新田中学校庭園の樹木等の移設についてお願い

新富町立上新田小学校につきましては、上新田中学校との小中一貫校を目指した校舎建設に向け設計に着手し、平成30年度の開校予定で計画を進めています。

上新田小学校建設予定地は、上新田中学校の正門前の庭園の敷地です。

この庭園は、樹木や寄付金、労働力の提供など、保護者、職員、生徒の協力によって整備され、昭和48年には全日本学校環境緑化コンクールに入賞しています。

これまで、校舎建設等により改修や移植が行われ現在の状況となっている庭園ですが、この度の新たな上新田小学校建設により、樹木の移設等が必要となりました。

上新田中学校関係者や町民の皆様におかれましては、この庭園の移設等についてご理解、ご了承くださるようよろしくお願いいたします。

なお、移植可能な樹木等の選定は既に行っていますが、そのほかに移植を希望される樹木等がありましたら、大変お手数ですが、教育委員会教育総務課又は上新田中学校にご連絡ください。



問合せ：教育総務課

いけだしんじ  
(担当)池田真二 ☎33-6079

# 温泉健康センター サン・ルピナス「ピラティス教室」の開催

ピラティスとは、インナーマッスルを鍛え、体の歪みを改善し太りにくい体形を維持する体操です。

運動と入浴で、さっぱりしませんか？ 受講を希望される方は、温泉健康センターサン・ルピナスまで、受講料を添えてご希望の日時をお申し込み下さい。

問合せ：新富町温泉健康センター  
サン・ルピナス  
(担当)原 <sup>はら</sup> ☎・FAX 33-1111

- 開催日 4月11日、4月25日、5月9日、5月23日、6月13日、6月27日  
※すべて月曜日
- 時間 10:30～11:30
- 場所 温泉健康センター サン・ルピナス 小休憩室
- 募集人数 毎回10名
- 受講料 1,000円/回  
※受講者は、無料で温泉に入浴していただきます。



## パソコン点訳ボランティア募集！

高鍋町視覚障害者福祉会では、点訳ボランティアを募集しています。

点訳ボランティアとは、活字で書かれている書籍、雑誌、図書や広報誌などを、目の不自由な視覚障がい者の方のためにパソコンで点字に変換して伝えるボランティアのことです。

ボランティアの内容は、初年度は毎月第2・4火曜日に開催される「点訳ボランティア養成講座」を受講していただき、2年目から、実際に行政が発行する広報誌等刊行物の点訳などの作業に携わっていただきます。

- 申込期限 4月19日(火)まで
- 申込先 高鍋町視覚障害者福祉会
- 経費等 年間費2,500円(保険料含む)
- 開講式 4月26日(火)午後1時30分～
- 場所 高鍋町老人福祉館



- ※初年度のみ、テキスト代1,100円が別途かかります。
- ※業務に使うパソコンは、個人所有のものを使用していただきます。
- ※申込みいただいた方に、案内状をお送りします。

問合せ：高鍋町視覚障害者福祉会  
(担当)大西 <sup>おおにし</sup> ☎090-2850-5009

## じんけん 人権コーナー 『バリアフリー』

バリアフリーという言葉を聞くと、高齢者や障がいのある人が生活しやすいように、歩道や建物の入り口や内部の段差をなくすことを考えますが、本当は高齢者や障がいのある人が生活する上での障壁、つまりバリアを取り除くという意味もあります。

段差などの物理的なもののほか「文化、情報面での障壁」があります。これは文化活動などへの参加や情報を得る手段が制約されることで、たとえば、字幕や音声案内が不十分な場合です。

次に「制度的障壁」。これは、ある資格や免許が、高齢者や障がいのある人が取得できないようになっているものです。そして、「意識上の障壁」。高齢者や障がいのある人を排除しようとする意識や、高齢者や障がいのある人を保護の対象としか見ない意識を言います。

これらのバリア(障壁)を取り除くバリアフリーは、高齢者や障がいのある人などの自立と社会参加を進める上でとても大事なことです。

「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

問合せ：総務財政課(担当)井下喜仁 <sup>いのしたよしひと</sup> ☎33-6002